

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項	
------	--

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	(1) ワクチン接種記録システム(VRS) (2) 健康情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表の14の項 ・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ） ・第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-0059 米沢市西大通1丁目5番60号 健康福祉部健康課 健康企画担当 電話番号0238-24-8181
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いに関しては、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者(会計年度任用職員等を含む)、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性については定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月7日	I. 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月7日	I. 4. ②法令上の根拠		(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の16の2、16の3の項 (情報照会の根拠) 別表第二の16の2、17、18、19の項	事前	
令和4年3月7日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和4年3月7日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事前	
令和4年3月7日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の		十分である	事前	
令和4年3月7日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提		十分である	事前	
令和7年7月3日	I. 3. 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・第19条第16号 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表の14の項 ・第19条第16号 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年7月3日	I. 4. ②法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の16の2、16の3の項 (情報照会の根拠) 別表第二の16の2、17、18、19の項	(情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項	事後	
令和7年7月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年7月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

[illegible]